

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律

(平成一四年三月三十一日法律第五号)(衆)

一、提案理由(平成一四年三月二六日・衆議院本会議)

鳩山邦夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案がありますが、我が国の現下の経済情勢、財政状況は非常に厳しく、また、本格的な構造改革のスタートにより、経済、社会、国民生活への多大な影響が見込まれております。こうした我が国の置かれている状況にかんがみ、各党、熱心な協議を行ってまいりましたが、各党の合意を得て本案を提出した次第であります。

その主な内容は、

まず第一に、議長、副議長及び議員の歳費月額を、本年四月一日から明年三月三十一日までの間、一割削減することであります。

これに伴い、副大臣等が給与の一部に相当する額を国庫に返納することができるよう措置することといたしました。

第二に、二十五年以上在職し、表彰の議決があった者が月額三十万円を受ける永年在職表彰議員特別交通費の制度を廃止することであります。

これらの施行期日は、本年四月一日からといたしました。

第三に、五十年以上在職し、表彰の議決があった者に年額五百万円の功労年金を支給することを規定した憲政功労年金法を廃止し、関係する法律を整備しようとするもので、その施行期日は、平成十五年一月一日からといたしました。

.....(略).....

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一四年三月二九日)

山崎正昭君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案は、衆議院議院運営委員長提出によるものでありまして、本年四月一日から永年在職表彰議員特別交通費の制度を廃止すること、歳費月額を本年四月一日から一年間一割削減すること、また、平成十五年一月一日から憲政功労年金法を廃止すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。